

法制審議会民法（債権関係）部会 第87回会議に対する意見

部会委員 大島 博

部会資料77A

第1 著しい事情の変更による解除

事情変更の原則の明文化については、力の大きな当事者ほど当該原則の適用を主張することができ、中小企業にとって不利に働く懸念があるため、反対してきた。

判例上、このような事情変更の原則を認めたものがあることは理解している。しかしながら、バブル崩壊やリーマン・ショック後の経済変動、東日本大震災後の混乱などにおいても事情変更の法理が広く主張されているわけではない。このようななか、部会資料の提案のような形で事情変更の法理を明文化することは、同法理の適用可能性が広がったとの印象を与えかねず、現在のままでは提案に賛成することは難しい。

繰り返し主張しているように、事情変更の法理は極めて例外的な場面でのみ適用されるものであると理解している。仮にこの法理を明文化するのであれば、例外的な規定であることを明確にした上で、裁判外で濫用されることのないように、限定的な文言にするべきである。例えば、本文で事情変更原則の骨格を述べて（原案の③はその趣旨なので本文に組み入れる）、次のような文言ではどうか。

契約の締結後に、天災、事変等、契約の基礎とされた客観的な社会的状況に著しい変更が生じた場合において、当該契約を存続させることが当事者間の衡平を著しく害する不当なものであり、次の各号のいずれにも該当するときは、当事者は契約の解除をすることができる。

- ①事情の著しい変更が、契約の各当事者が予見することのできなかつた特別なものであること。
- ②事情の著しい変更が、当該解除権を行使しようとする当事者の責めに帰することができないものであること。

また、裁判外での濫用可能性を最小化するために、大原則をあえて明文で記載すべきと考える。具体的には、大きな事情の変更があった場合であっても、契約は履行しなければならないとの原則を第1項として記載していただきたい。

今回の部会資料では、このような原則を明文化することは契約の改訂という効果を解釈に委ねることと矛盾する旨の記載があるが、立法担当者の解説等で契約の改訂を封じる趣旨ではないことを説明することで解釈の余地を残せば足りるものと考えられる。

部会資料 77B

第3 約款

1 合理的に予測し得ない事項に関する契約条項

いわゆる不意打ち条項については、約款の利便性を損ねることを根拠として反対してきたが、今回の提案では「相手方に義務を課するもの」と表現が改められたことにより、その懸念は大分弱まったものと評価している。

このような規定が新規のビジネスの制約にならないよう、立法担当者の解説等の詳細にご説明をいただきたい。

第4 不安の抗弁権

不安の抗弁権について、部会資料提案のような抽象的な条文を置くことに強く反対する。従来から不安の抗弁権の明文化に対しては、経営状態や資金繰りに関する風評に基づき取引を停止するなど、濫用を招く危険があることを根拠として反対意見を述べてきた。今回の提案は不安の抗弁権の主張が裁判外で濫用的になされることに対し、何らの手当てもなされておらず、到底賛成できるものではない。

民法の規定は裁判規範として用いられるのみならず、各企業の取引に影響を与える行為規範としても機能する以上、適切な要件設定が困難であれば、明文化は見送るべきである。

以上